

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
～略～			～略～		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1～3 (略)			1～3 (略)		
(加える)			4 町長	神奈川県在宅重	次に掲げる情
				度障害者等手当	報であって規
				支給条例(昭和44	則で定めるも
				年神奈川県条例	の
				第9号)による手	(1) 地方税関
	当の支給に關す	係情報			
	る事務であって	(2) 障害福祉			
	規則で定めるも	関係情報			
	の	(3) 特別児童			
		扶養手当関係			
		情報			
～略～			～略～		
			附 則		
			この条例は、平成28年1月1日から施行する。		